

社会保険等未加入対策について（お知らせ）

平成31年4月1日より、福岡県財務規則様式（工事請負契約書）を改正したことに伴い、下記のとおり、取り扱うことをお知らせします。

（1）法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出（契約書第3条）

元請業者は、契約締結後に工程表と併せて社会保険等※1の法定福利費を明示した請負代金内訳書※2を提出しなければなりません。

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。

※2 請負代金内訳書の様式は別紙2のとおり。

請負代金内訳書は、契約を担当する課に提出してください。

（2）一次下請業者に社会保険等加入を義務づけ（契約書第7条の3）

一次下請業者に対して、社会保険等の加入を義務づけます。（社会保険等加入の法的義務がない者は除く。）

万一、社会保険等未加入業者が一次下請業者になっていた場合には、請負者に対し、30日以内に、当該一次下請業者が社会保険等に参加したことが確認できる書類を提出するよう求めます。

（3）違反した場合の措置

（2）の確認書類の提出がないなど一次下請業者が社会保険等未加入の場合は、契約違反に該当し元請業者は指名停止措置の対象となります。

また、指名停止措置に伴い、工事成績評定も減点されます。

一次下請業者を選定する際には、社会保険等の加入状況を確認するようにしてください。